

福岡県医発第122号(保)

平成16年4月16日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



「老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について」の一部改正について

標記の件につきまして、平成16年4月実施の診療報酬改定により「老人病棟入院基本料」及び「老人慢性疾患外来総合診療料」が老人診療報酬点数表から削除され、公害診療との調整が不要となったことに伴い、この2項目を削除したものに改正された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

なお、公害診療報酬との調整方法は従前どおりであり、変更はありません。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

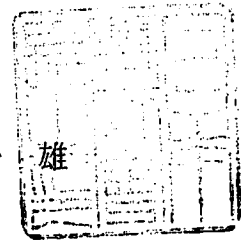


平成16年4月7日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植松 治 雄



「老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について」の一部改正について

平成16年4月実施の診療報酬改定により「老人病棟入院基本料」及び「老人慢性疾患外来総合診療料」が老人診療報酬点数表から削除されましたので、公害診療との調整が不要となりました。そのため、標記調整通知からこの2項目の文言が削除したものに改められましたので、ご連絡申し上げます。

老人病棟入院基本料は、先の医療法改正により老人病棟が廃止されたための削除であります。また、老人慢性疾患外来総合診療料は、平成14年10月で廃止されたことに伴う削除であります。

なお、公害診療報酬との調整方法は従前どおりであり、変更はありません。

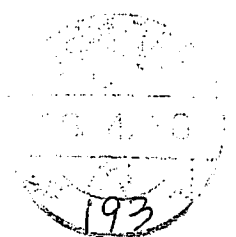
(添付資料)

1. 「老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について」の一部改正について

(平16.3.30 保医発第0330004号 厚生労省保険局医療課長通知)

(参考資料)

「老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について」の見え消し版





保医発第0330004号

平成16年3月30日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
各 国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

「老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する
法律に基づく療養の給付との調整について」の一部改正について

老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整については、「老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について」（平成10年3月31日保険発第51号、老健発第70号）により取り扱われてきたところであるが、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成16年厚生労働省告示第47号）及び「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」（平成16年厚生労働省告示第48号）が公布され、本年4月1日から施行されることとされたことに伴い、「老人保健法に基づく医療に要する給付等と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について」を次のように改正し、平成16年4月1日から適用することとしたので、その取り扱いについて遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1の①中「エ」及び「コ」を削り、「オ」を「エ」に、「カ」を「オ」に、「キ」を「カ」に、「ク」を「キ」に、「ケ」を「ク」に、「サ」を「ケ」に改める。

記

1 この通知において、「包括点数」とは以下の診療料をいう。

① 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号。以下「老人診療報酬点数表」という。)に掲げる次の診療料

- ア 老人外来診療料
- イ 老人一般病棟入院基本料
- ウ 老人療養病棟入院基本料
- ~~エ 老人大病棟老人入院基本料~~
- エオ 老人有床診療所療養病棟入院基本料
- オカ 老人一般病棟入院医療管理料
- カキ 老人性痴呆疾患療養病棟入院料
- キク 老人性痴呆疾患治療病棟入院料
- クケ 診療所老人医療管理料
- ~~ケコ 老人慢性疾患外来総合診療料~~
- ケサ 寝たきり老人在宅総合診療料

② 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月厚生省告示第54号。以下「診療報酬点数表」という。)に掲げる次の診療料

- ア 外来診療料
- イ 特定入院料
- ウ 在宅末期医療総合診療料
- エ 生活習慣病指導管理料

2 調整方法

包括点数の算定対象となる患者について、老健法に基づく医療に要する給付又は健保法に基づく療養の給付と公害補償法に基づく療養の給付の両方を受けることができる場合の、老健法若しくは健保法又は公害補償法に基づいて支払う費用は、次のとおりとする。

(1) 老健法又は健保法に基づき支払う費用

包括点数の算定対象となる患者について、老人診療報酬点数表又は診療報酬点数表により算定した額の合計額から、下記(2)により公害補償法に基づき支払う費用として算定した額を控除した額(控除後の額が0円以下である場合にあっては0円。)

(2) 公害補償法に基づき支払う費用

当該包括点数にその費用が含まれている診療行為のうち、公害補償法の支給対象となるものについて、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法(平成4年環境庁告示第40号。以下「公害補償法点数表」という。)に基づき算定した額の合計額

(例) 老人一般病棟入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料に係る調整方法

イ 老健法に基づき支払う費用

老人診療報酬点数表に基づき、下記に掲げる診療料について算定した額の合計額から、下記ロに基づき公害補償法に基づき支払う費用として算定した額を控除した額(控除後の額が0円以下である場合にあっては0円。)

老人一般病棟入院基本料

老人一般病棟入院医療管理料

ロ 公害補償法に基づき支払う費用

公害補償法点数表に基づき、左記に掲げる診療料について算定した額の合計額
入院料(主たる疾病が公害補償法の対象となる疾病である場合に限る。)

検査料(公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る。)

投薬料(公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る。)

注射料(公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る。)

老人一般病棟入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料に含まれる画像診断、リハビリテーション及び処置に係る費用(公害補償法の対象となる疾病に係るものに限る。)

ハ 診療報酬明細書の記載例

(一) 「入院」欄には、当該月の老人診療報酬点数表に基づいて前記イについて算定した点数の合計点数(下記(二)において「老人算定点数」という。)から、当該月のうち老健法に基づく医療に要する給付と公害補償法に基づく療養の給付の両方を受けることができる日における、公害補償法点数表に基づいて上記ロについて算定した額を10で除して得た数の合計数を控除した点数を、次のように記載すること。

【記載例】

入院	入院年月日		年	月	日
	病	診	⑨① 入院基本料・加算 〇〇〇点 (控除後の点数)		
	老Ⅰ群1		×	日間	
			×	日間	
			×	日間	
		×	日間		
		⑨② 特定入院料・その他 〇〇〇点 (控除後の点数)			

(二) 「摘要」欄には、当該月の老人算定点数の合計点数及びその内訳並びに老健法に基づく医療に要する給付と公害補償法に基づく療養の給付の両方を受けることができる日における公害合計点数の内訳及びその対象疾患名を次のように記載すること。

【記載例】

老人

老人一般病棟入院基本料

〇〇×〇〇日間=〇〇点

入院料 〇〇点

検査料 〇〇点

投薬料 〇〇点

	注 射 料	〇〇点
	画 像 診 断 料	〇〇点
老人一般病棟入院医療管理料	リハビリテーション料	〇〇点
〇〇×〇〇日間=〇〇点	処 置 料	〇〇点
合 計	合 計	〇〇点

(三) その他の項目については、従前どおり、「診療報酬請求書等の記載要領等について(昭和51年8月7日保険発第82号)」に基づき記載すること。

- 3 老人入院時食事療養費又は入院時食事療養費に係る食事療養の費用については、主たる疾病が公害補償法の対象である場合には、公害補償法に基づく請求を行い、老健法又は健保法に基づく請求は行わないこと。(ただし、老健法又は健保法に基づいて特別食のみの給付を行う場合を除く。)
- 4 公害補償法に基づく療養の給付と老健法に基づく医療に要する給付又は健保法に基づく療養の給付の双方を受けられない事態が生じないように指導されたいこと。